

5-1 調査の目的

新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方を検討するにあたって、養成課程を修了した学生が就労する様々な社会福祉関連分野の就業動向を把握しておくことは重要である。そういった中で、2020年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、2021年4月より、市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規程が施行されることとなり、本改正法が参議院で採決されるにあたっては、「重層的支援体制整備事業について、(中略)社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。」が付帯決議として付されることになった。そこで今回急遽、重層的支援体制整備事業(2020年度までは包括的支援体制構築事業)のモデル事業を実施している自治体(以下、モデル自治体)に対して、社会福祉士の活用状況および活用意向をたずねる目的の調査(以下、モデル自治体調査)を実施することにした。さらに、モデル事業を実施していない自治体を含めた全国のすべての市区町村に対しても、重層的支援体制整備のみならず、「まち・ひと・しごと創生(地方創生)」の観点からの、社会福祉士・精神保健福祉士の活用意向をたずねる目的の調査(以下、市区町村調査)を実施した。

5-2 調査の対象及び方法

5-2-1 モデル自治体調査の対象

市区町村の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」担当者。

5-2-2 市区町村調査の対象

全国の市区町村(政令指定都市含む)の首長もしくは首長の意向を確認できる担当者。

5-2-3 調査方法

自記式質問紙の郵送配布・郵送回収。調査時期は、2021年1月。

5-3 本調査における倫理的配慮と情報に関する取り扱い

本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱いについては、調査協力依頼書に調査の趣旨及び目的を記載し、調査協力は任意であり、同意が得られる場合のみ調査票を返送いただくようにした。また、以下について明記し、本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものとした。

- 回答は統計的に処理し、収集したすべての情報は本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用する。
- 調査報告書等結果の公表において、各養成校を特定することは一切ない。
- 利用目的を超えた使用はしない。

5-4 調査内容

5-4-1 モデル自治体調査

- ・基本属性
- ・モデル事業の委託状況
- ・2020年度のモデル事業の地域力強化推進事業について
- ・2020年度のモデル事業の多機関の協働による包括的支援体制構築事業について
- ・参議院厚生労働委員会の社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

5-4-2 市区町村調査

- ・基本属性
- ・「まち・ひと・しごと創生(地方創生)」
- ・市区町村における社会福祉士・精神保健福祉士への期待について

5-5 回収状況

5-5-1 モデル自治体調査

配布数:278, 回収数:66、回収率:23.7%。

5-5-2 市区町村調査

配布数:1,510, 回収数:400、回収率:26.5%。

5-6 モデル自治体調査の結果と考察

5-6-1 基本属性など

(1) 所在都道府県

概ね全国に分布している。三大都市圏の自治体が、3分の1程度を占めている。

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
北海道	2	3.0	石川県	0	0.0	岡山県	1	1.5
青森県	2	3.0	福井県	0	0.0	広島県	1	1.5
岩手県	1	1.5	山梨県	0	0.0	山口県	1	1.5
宮城県	0	0.0	長野県	2	3.0	徳島県	0	0.0
秋田県	3	4.5	岐阜県	1	1.5	香川県	1	1.5
山形県	1	1.5	静岡県	0	0.0	愛媛県	0	0.0
福島県	2	3.0	愛知県	3	4.5	高知県	1	1.5
茨城県	1	1.5	三重県	2	3.0	福岡県	3	4.5
栃木県	0	0.0	滋賀県	4	6.1	佐賀県	0	0.0
群馬県	2	3.0	京都府	1	1.5	長崎県	1	1.5
埼玉県	3	4.5	大阪府	2	3.0	熊本県	0	0.0
千葉県	1	1.5	兵庫県	3	4.5	大分県	1	1.5
東京都	9	13.6	奈良県	0	0.0	宮崎県	3	4.5
神奈川県	1	1.5	和歌山県	1	1.5	鹿児島県	1	1.5
新潟県	1	1.5	鳥取県	3	4.5	沖縄県	0	0.0
富山県	1	1.5	島根県	0	0.0			
						全体	66	100.0

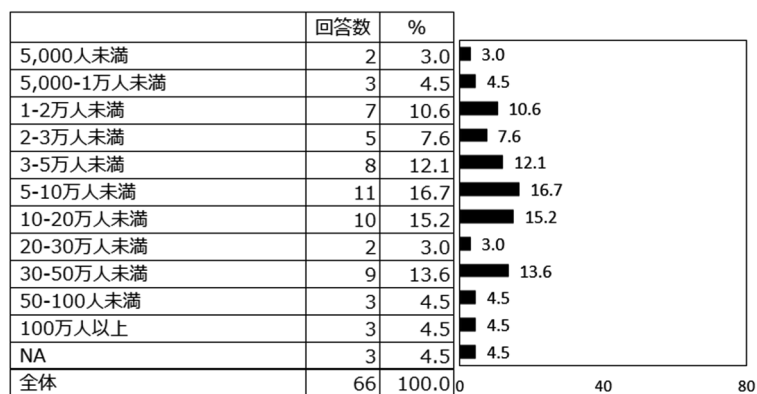
(2) 自治体の種別

政令市、中核市以外の「市」が、半数を占めている。

	回答数	%
政令市	4	6.1
中核市	10	15.2
政令市及び中核市以外の市	34	51.5
区	3	4.5
町	12	18.2
村	3	4.5
NA	0	0.0
全体	66	100.0

(3) 自治体の人口

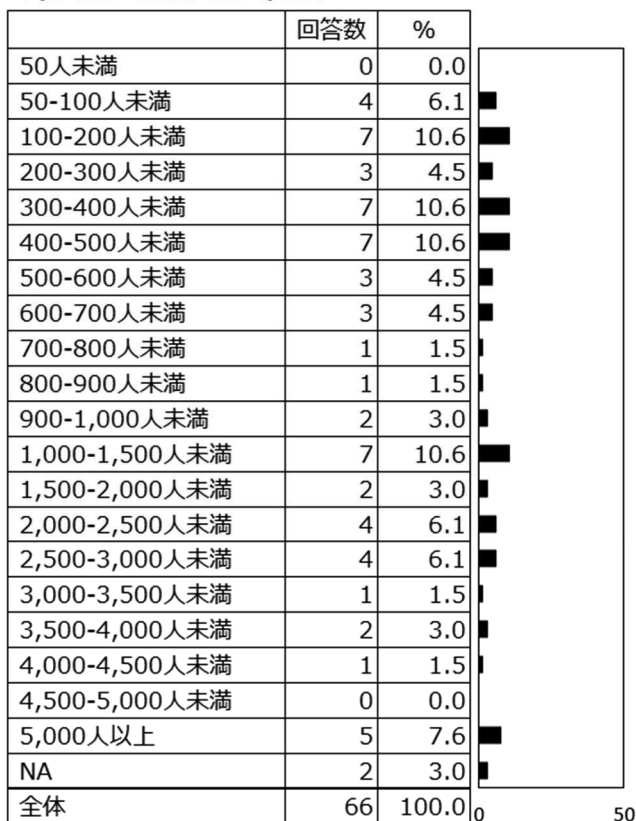
50 万人以上が1割強、1万人未満が1割弱、5万人～20 万人が約3割を占めている。



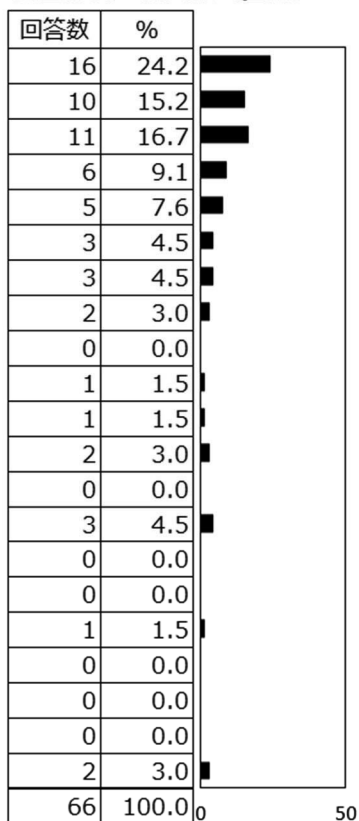
(4) 職員数及び民生部門の職員数

自治体における民生部門の職員数の割合は、100 人未満が約4割。また、200 人未満は半数強となっている。

市区町村の全職員数 (区分)



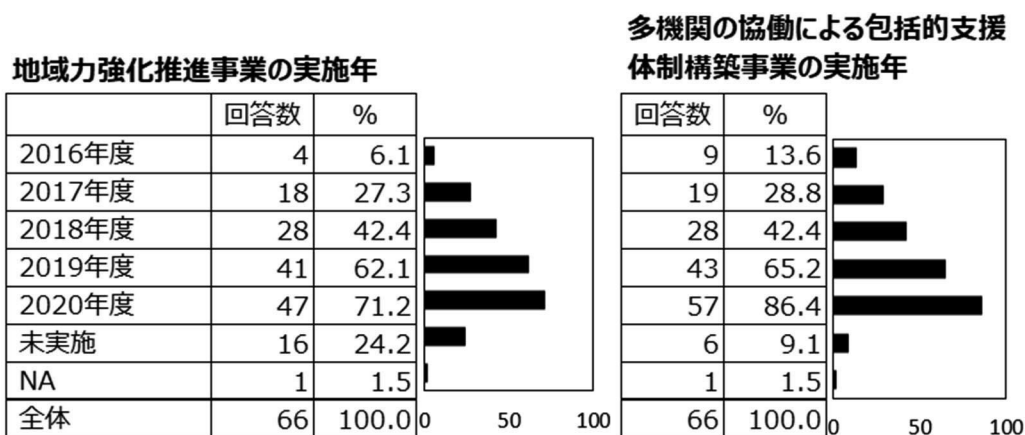
民生部門の職員数 (区分)



5-6-2 モデル事業の実施および委託の状況

(1) モデル事業の実施状況

地域力強化推進事業を実施している自治体の割合は4分の3、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している自治体の割合はほぼ9割、両事業を実施している自治体は3分の2であった。

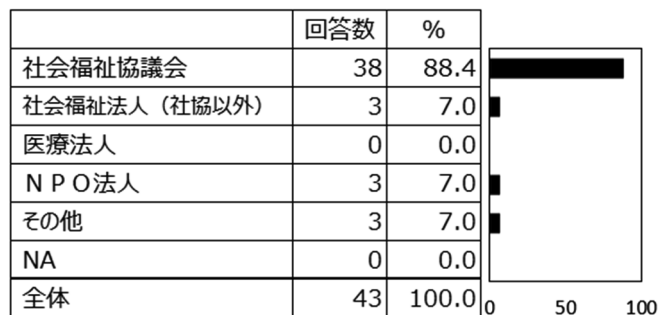


(2) 地域力強化推進事業の委託状況

9割近くが委託しており、委託先も9割近くが社会福祉協議会であった。

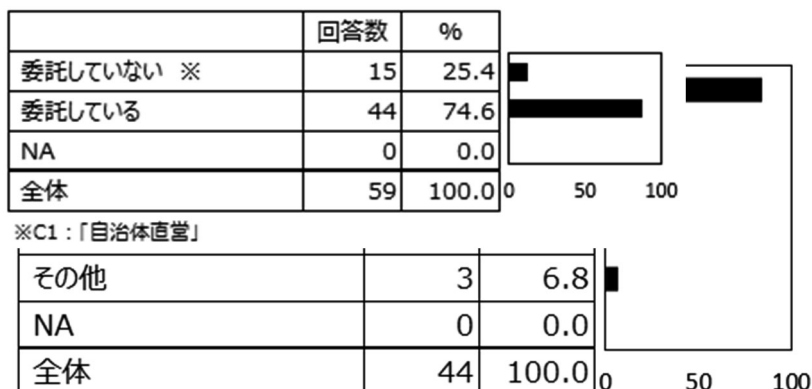


※C1：「自治体直営」



(3) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の委託状況

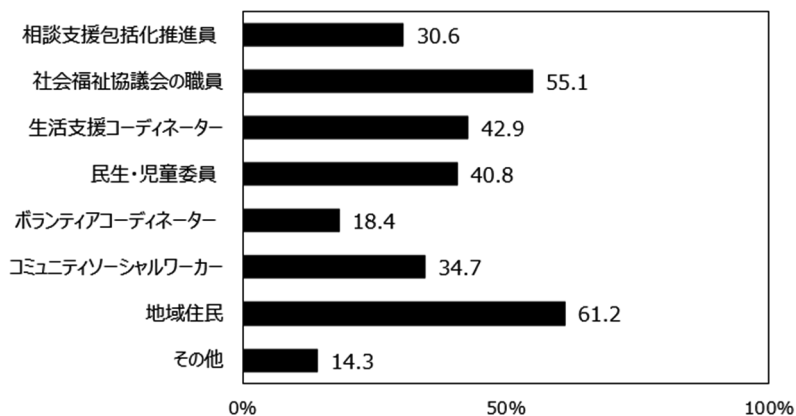
4分の3近くが委託しており、委託先は社会福祉協議会が8割強であった。



5-6-3 地域力強化推進事業について

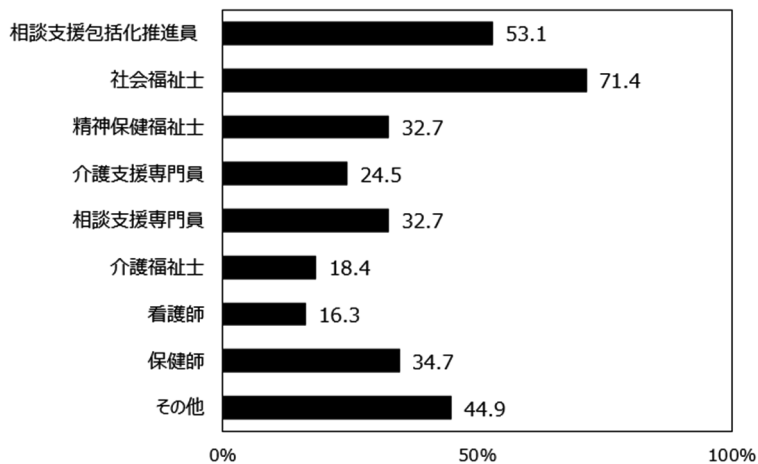
(1) 「地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」において支援の対象となっている者

「地域住民の回答が最も多く、6割強、次いで「社会福祉協議会の職員」が5割強、「生活支援コーディネーター」「民生・児童委員」「コミュニティソーシャルワーカー」「相談支援包括化推進員」も、3～4割という回答となっている。



(2) 「地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備」において「相談を受け止める人」

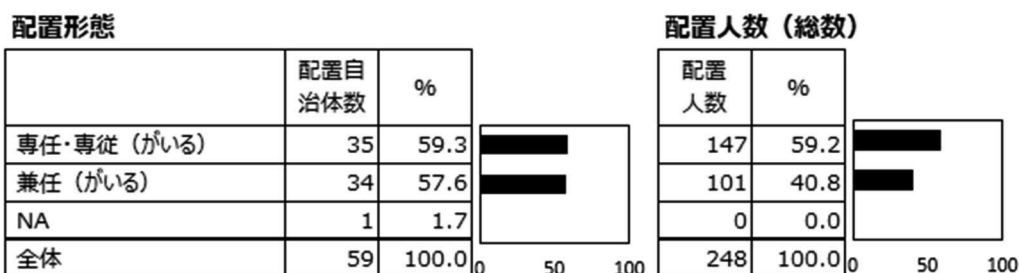
「社会福祉士」7割超で最も多く、次いで「相談支援包括化推進員」が5割超となっている。「精神保健福祉士」「相談支援専門員」「保健師」も、3割超であった。



5-6-4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

(1) 相談支援包括化推進員の配置

「専任・専従」として1人以上配置している自治体が6割近い。



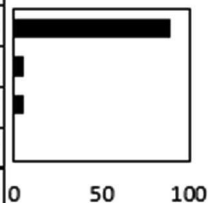
※一人以上配置している自治体数。

(2) 相談支援包括化推進員の雇用形態

9割の自治体が、「常勤正規職員」として推進員を1人以上配置している。

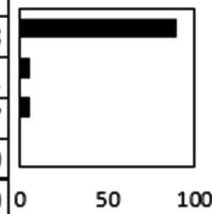
雇用形態

	配置自治体数	%
常勤正規職員（がいる）	53	89.8
常勤臨時職員（がいる）	6	10.2
非常勤・嘱託職員（がいる）	9	15.3
NA	1	1.7
全体	59	100.0



配置人数（総数）

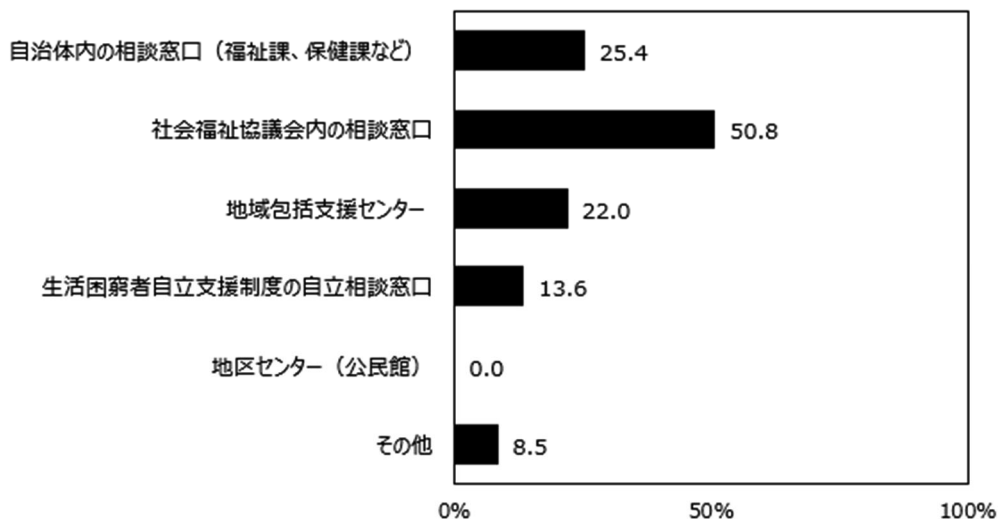
	配置人数	%
常勤正規職員（がいる）	221	89.3
常勤臨時職員（がいる）	13	5.1
非常勤・嘱託職員（がいる）	14	5.7
NA	0	0.0
全体	248	100.0



※一人以上配置している自治体数。

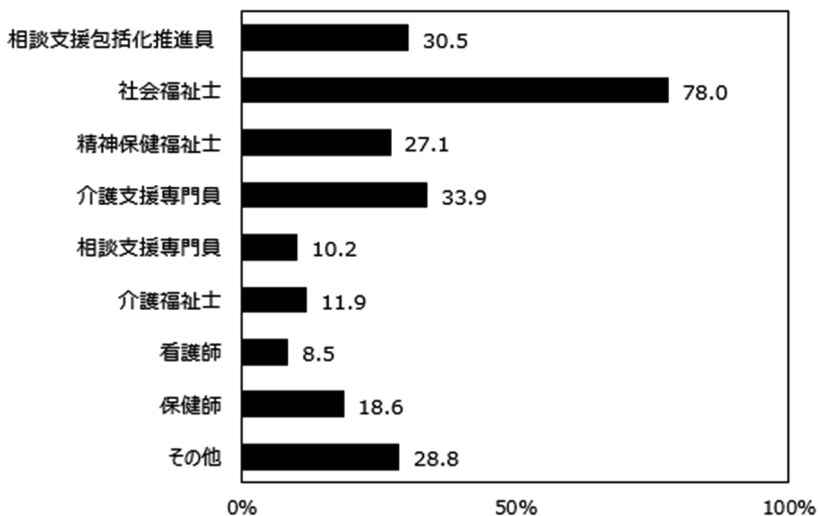
(3) 相談支援包括化推進員の配置機関

「社会福祉協議会の相談窓口」の割合が5割強で最多、次いで、「自治体内の相談窓口（福祉課、保健課など）」「地域包括支援センター」などが2割強であった。



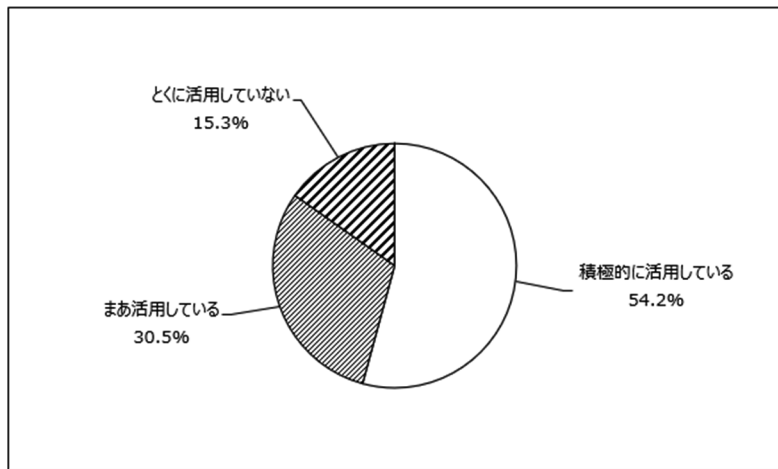
(4) 相談支援包括化推進員の保有資格

「社会福祉士」が8割近くで最多、「精神保健福祉士」「介護支援専門員」も3割前後となっている。



5-6-5 モデル事業におけるソーシャルワーカーの活用

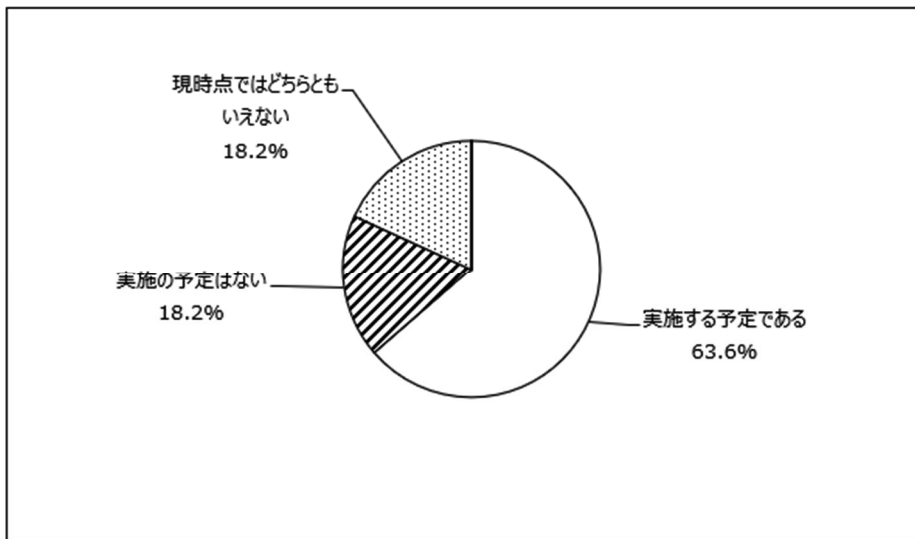
社会福祉士あるいは精神保健福祉士の有資格者の活用は、「積極的に活用している」が半数強で、これに「まあ活用している」を加えると、85%近くになっている。



5-6-6 来年度(2021年度)以降の「重層的支援体制整備事業」について

(1) 「重層的支援体制整備事業」の実施意向

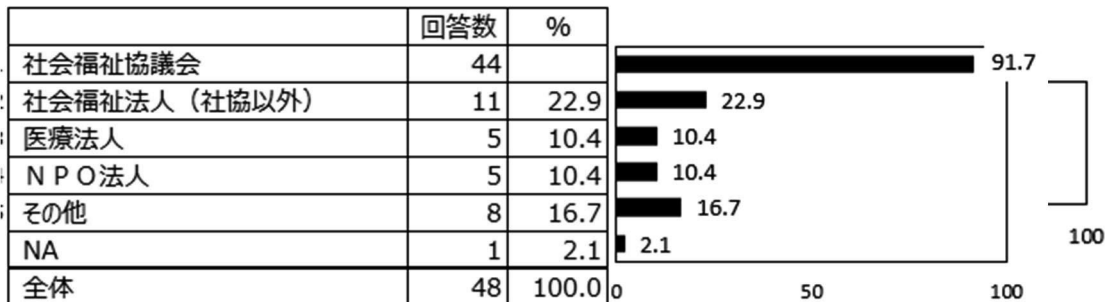
「実施する予定」の自治体は、3分の2近い、「どちらともいえない」を除くと、8割近くが実施する予定となっている。



(2) 「重層的支援体制整備事業」の実施形態

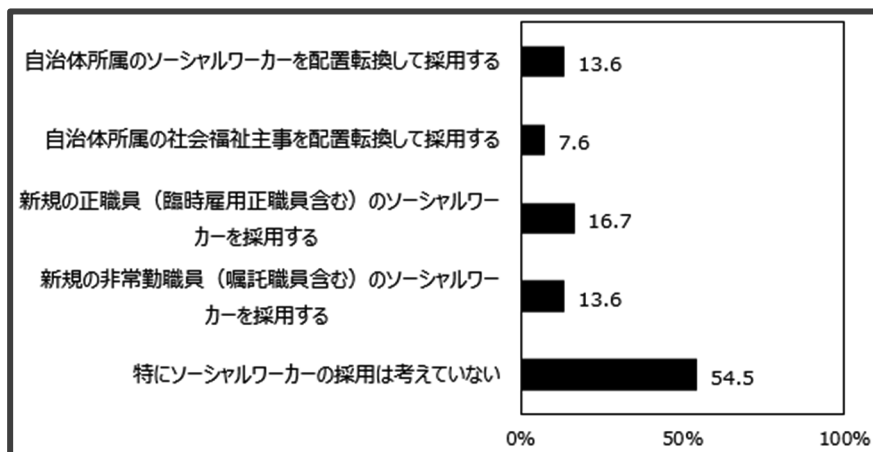
7割超の自治体は委託して実施する予定で、9割の自治体が委託先を社会福祉協議会と回答している。

委託する場合の委託先



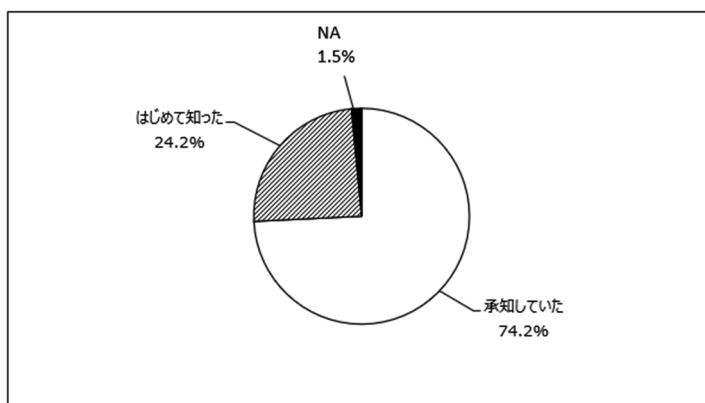
(3)ソーシャルワーカー(社会福祉士あるいは精神保健福祉士)の採用意向

ソーシャルワーカーの新規採用(常勤・非常勤)は、3割程度にとどまっており、半数強の自治体が「採用は考えていない」と回答している。



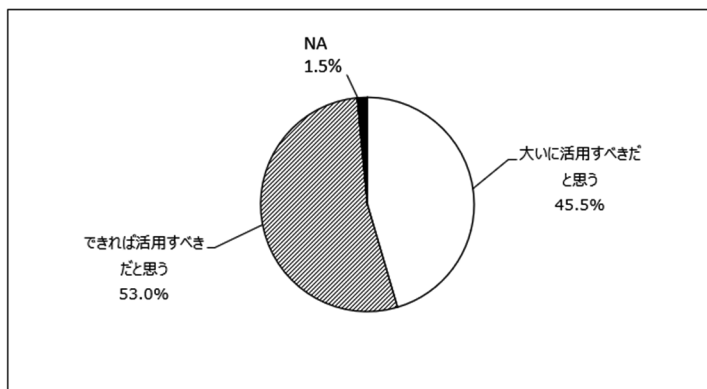
(4) 参議院厚生労働委員会の附帯決議(ソーシャルワーカーの活用)の認知

4分の3の自治体が認知していた。



(5) 附帯決議(ソーシャルワーカーの活用)への意見

「大いに活用すべき」が45%、「できれば活用すべき」を加えると、ほぼすべての自治体が、ソーシャルワーカーを活用すべきだと回答している。



5-6-7 モデル自体調査の考察

これまでの「地域力強化推進事業」および「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のモデル事業の実施においては、多くの自治体で、社会福祉協議会に委託して実施されていた。このことは、社会福祉協議会の社会福祉士が、モデル事業の実施に関与する例が多いことを示しており、たとえば実際に「相談支援包括化推進員」のおよそ8割の者が、社会福祉士の資格を保有している。つまり地域共生社会の実現に向けたモデル事業において、一定のソーシャルワーカーの活用が進んでいるといえよう。さらに言い換えるなら、社会福祉士養成の新しいカリキュラムのねらいでもある「地域包括ケアの実現に寄与するソーシャルワーカーの養成」が求められているということでもある。したがって、とくにソーシャルワーカー養成の演習および実習を担当する教員や現場実習指導者を対象にした講習会においては、モデル事業の趣旨やそこでのソーシャルワーカーの役割を十分に理解した上で、演習・実習の指導にあたる必要であることが再確認された。

しかしながら、2021年度から開始される「重層的支援体制整備事業」のモデル事業の実施に際しては、大多数の自治体が参議院厚生労働委員会の附帯決議は承知しているものの、積極的にソーシャルワーカーを活用するという回答は半数程度にとどまっており、事業の実施にあたってソーシャルワーカーを新規に採用するという自治体は、3割程度でしかない。社会福祉協議会に委託して実施する予定であるという自治体が多いので、委託先のソーシャルワーカーが事業に関与することを期待しているのも、このような低い割合になっているのかもしれないが、あくまで事業実施主体は自治体であるので、自治体内でも、ソーシャルワーカーの活用が進むことが望ましい。今後はさらなる、自治体へのソーシャルワーカー活用推進の働きかけ等が必要になってくるであろう。

社会福祉士・精神保健福祉士養成に携わる教員および現場実習指導者は、重層的支援体制事業に資するソーシャルワーカーの養成ができていないか否かという観点から、現在の養成教育を見直す必要がある。本事業で検討を行った演習・実習担当教員および現場実習指導者への講習会プログラムの作成は、その初手となるものであり、今後も、「講義-演習-実習」の循環を踏まえた社会福祉士・精神保健福祉士の養成教育のレベルアップを続けていくことが重要である。加えて、自らが養成している社会福祉士の有用性について、各地域において、関係者に発信していくことも肝要である。

5-7 市区町村調査の結果と考察

5-7-1 基本属性など

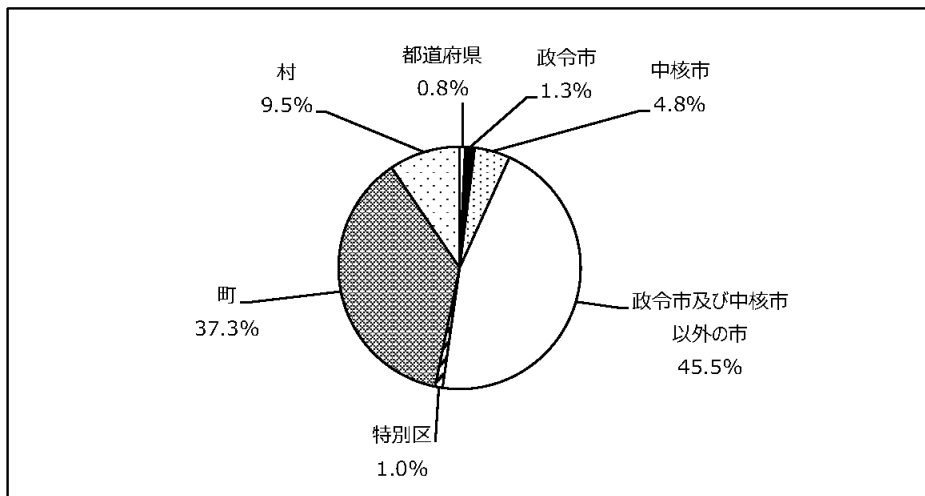
(1) 所在都道府県

概ね全国に分布している。三大都市圏の自治体が、4分の1程度を占めている。

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
北海道	39	9.8	石川県	4	1.0	岡山県	7	1.8
青森県	14	3.5	福井県	3	0.8	広島県	8	2.0
岩手県	8	2.0	山梨県	6	1.5	山口県	2	0.5
宮城県	5	1.3	長野県	17	4.3	徳島県	4	1.0
秋田県	11	2.8	岐阜県	13	3.3	香川県	7	1.8
山形県	10	2.5	静岡県	7	1.8	愛媛県	5	1.3
福島県	20	5.0	愛知県	16	4.0	高知県	2	0.5
茨城県	6	1.5	三重県	4	1.0	福岡県	10	2.5
栃木県	3	0.8	滋賀県	4	1.0	佐賀県	2	0.5
群馬県	8	2.0	京都府	3	0.8	長崎県	6	1.5
埼玉県	16	4.0	大阪府	15	3.8	熊本県	4	1.0
千葉県	10	2.5	兵庫県	13	3.3	大分県	5	1.3
東京都	17	4.3	奈良県	4	1.0	宮崎県	7	1.8
神奈川県	5	1.3	和歌山県	6	1.5	鹿児島県	10	2.5
新潟県	6	1.5	鳥取県	6	1.5	沖縄県	9	2.3
富山県	7	1.8	島根県	5	1.3			
						無回答	1	0.3
						全体	400	100.0

(2) 自治体の種別

自治体の種別は「政令市及び中核市以外の市」が4割強と最も多く、「町」37%、「村」10%、「中核市」5%などとなっている。



(3) 自治体の人口および高齢者

市区町村の総人口数と高齢者数の割合は、下表の通りである。高齢化率の平均値は、34.0%である。高齢化率(10%区分)は、「30-40%未満」が49.0%で最も多く、次いで、「20-30%未満」30.0%、「40-50%未満」16.0%となっている。

市区町村の総人口数

	回答数	%
5,000人未満	49	12.3
5,000-1万人未満	45	11.3
1-2万人未満	71	17.8
2-3万人未満	36	9.0
3-5万人未満	55	13.8
5-10万人未満	65	16.3
10-20万人未満	38	9.5
20-30万人未満	12	3.0
30-50万人未満	13	3.3
50-100人未満	9	2.3
100万人以上	3	0.8
NA	4	1.0
全体	400	100.0

高齢者数 (65歳以上)

	回答数	%
122	30.5	
70	17.5	
95	23.8	
31	7.8	
29	7.3	
27	6.8	
12	3.0	
2	0.5	
4	1.0	
0	0.0	
0	0.0	
8	2.0	
400	100.0	

高齢化率

	回答数	%
10%未満	0	0.0
10-20%未満	5	1.3
20-30%未満	120	30.0
30-40%未満	196	49.0
40-50%未満	64	16.0
50-60%未満	7	1.8
NA	8	2.0
全体	400	100.0

平均値	34.0	%
-----	------	---

(4)市区町村の人口動態

市区町村のここ5年間の総人口の動態をみると、「かなり減少している」が41.7%で最も多い。増減の有無によって選択肢を3択に統合すると、総人口の動態では、「減少(C1+C2)」81.1%、「増加(C4+C5)」14.2%、「変わらない」4.8%となる。

同様に、若年層人口の動態をみると、「減少(C1+C2)」88.0%、「増加(C4+C5)」5.6%、「変わらない」6.4%となる。

総人口の動態

	回答数	%
かなり減少している	165	41.7
少し減少している	156	39.4
変わらない	19	4.8
少し増加している	49	12.4
かなり増加している	7	1.8
全体 (NA除く)	396	100.0

減少 (C1+C2)	321	81.1
増加 (C4+C5)	56	14.2

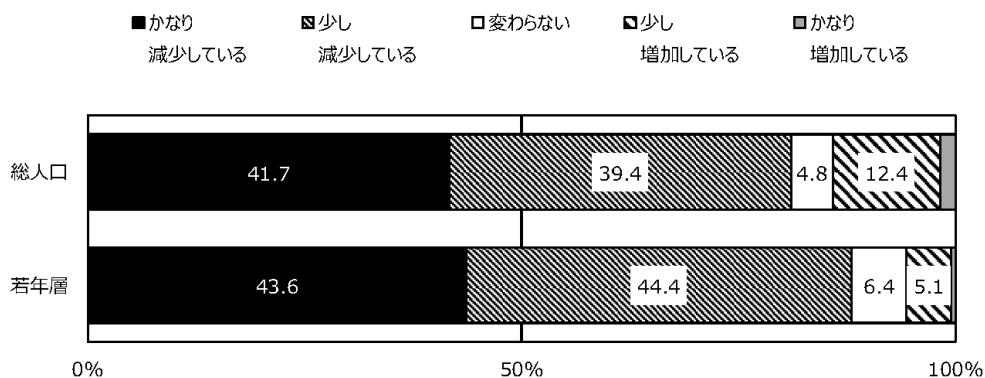
若年層 (15-64歳) 人口の動態

	回答数	%
かなり減少している	171	43.6
少し減少している	174	44.4
変わらない	25	6.4
少し増加している	20	5.1
かなり増加している	2	0.5
全体 (NA除く)	392	100.0

減少 (C1+C2)	345	88.0
増加 (C4+C5)	22	5.6

■ 総人口の動態と若年層人口の動態の比較

※NAを除いた集計。



(5)市区町村の職員数、社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者数

2020年4月1日現在の職員数及び社会福祉士・精神保健福祉士有資格者数について、回答があった311か所市区町村の3部署(A)の職員数は、合計151,110人である。そのうち、社会福祉士の有資格者数は1,974人(1.3%)、精神保健福祉士の有資格者数は561人(0.4%)であった。有資格者の9割以上(92-94%)が、「民生・教育」部署に在籍している。社会福祉士が一人以上「いる」市区町村の割合は79.3%、精神保健福祉士が一人以上「いる」市区町村の割合は42.3%、となっている。

職員数及び社会福祉士・精神保健福祉士有資格者数 (人)

※有効回答：N=311	全体	うち 社会福祉士 有資格者	うち 精神保健福祉士 有資格者
総務・企画・財政	43,328	138	29
産業振興	16,002	20	5
民政・教育	91,780	1,816	527
3部署の計 (A)	151,110	1,974	561

(参考)

3部署以外 (B)	53,080	106	43
合計 (A+B)	204,190	2,080	604

※Bは、調査項目にはない数値。欄外のメモ、または3部署の数値と合計の差によって算出。

※Bの回答があったことから、A:は、「全職員数」と一致していない。

(横・%)

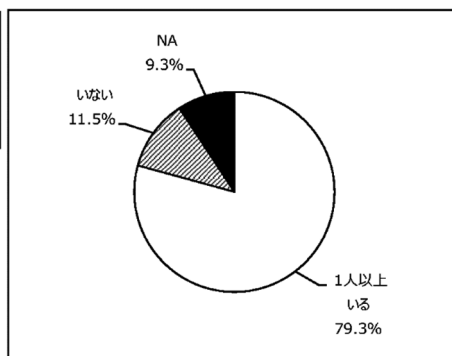
	全体	社会福祉士	精神保健福祉士
総務・企画・財政	100.0	0.3	0.1
産業振興	100.0	0.1	0.0
民政・教育	100.0	2.0	0.6
3部署の計 (A)	100.0	1.3	0.4

(縦・%)

総務・企画・財政	28.7	7.0	5.2
産業振興	10.6	1.0	0.9
民政・教育	60.7	92.0	93.9
3部署の計 (A)	100.0	100.0	100.0

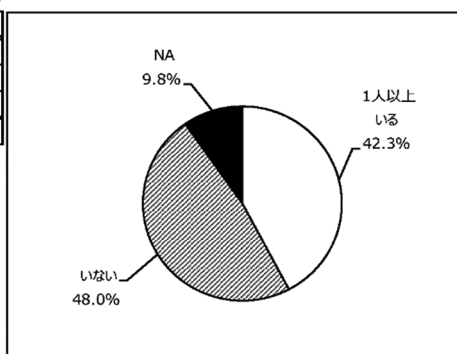
社会福祉士がいる市区町村数

	回答数	%
1人以上いる	317	79.3
いない	46	11.5
NA	37	9.3
全体	400	100.0



精神保健福祉士がいる市区町村数

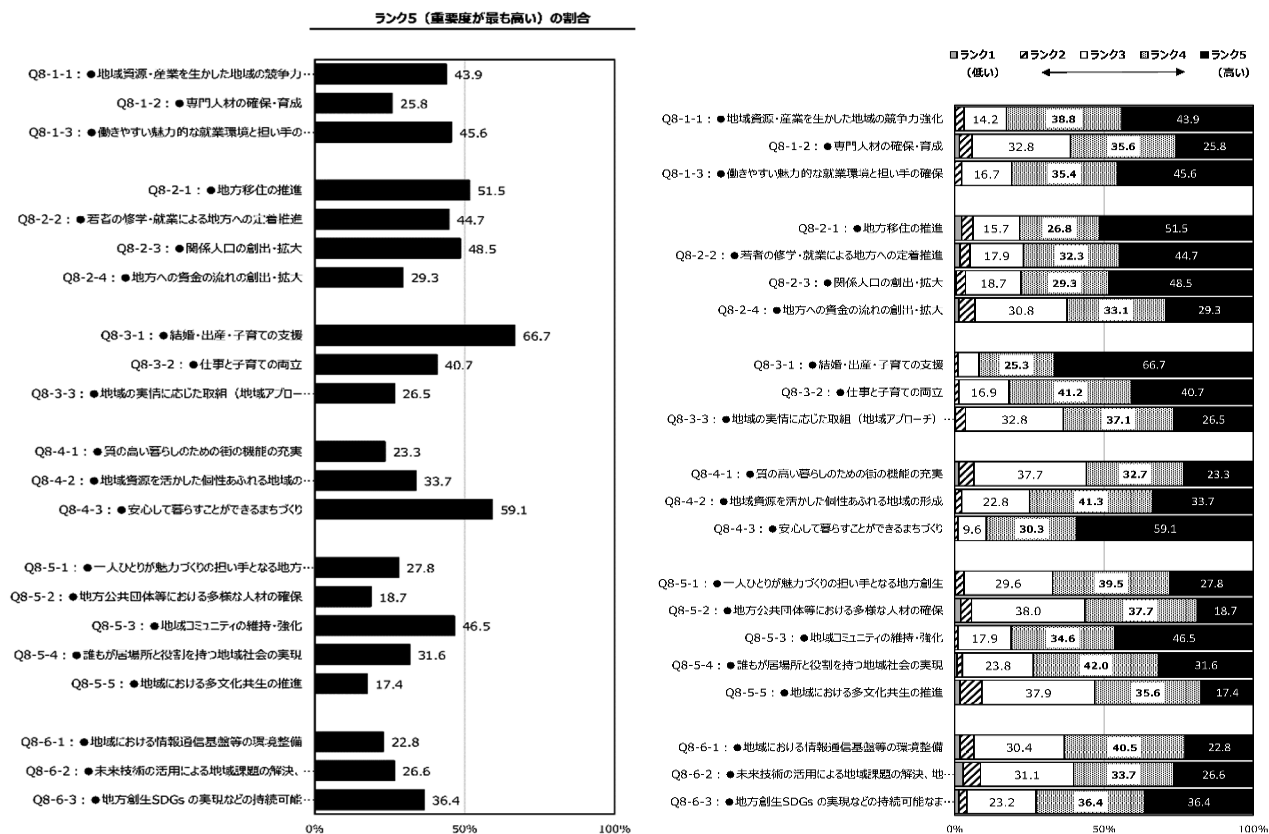
	回答数	%
1人以上いる	169	42.3
いない	192	48.0
NA	39	9.8
全体	400	100.0



5-7-2 「まち・ひと・しごと創生」(地方創生)について

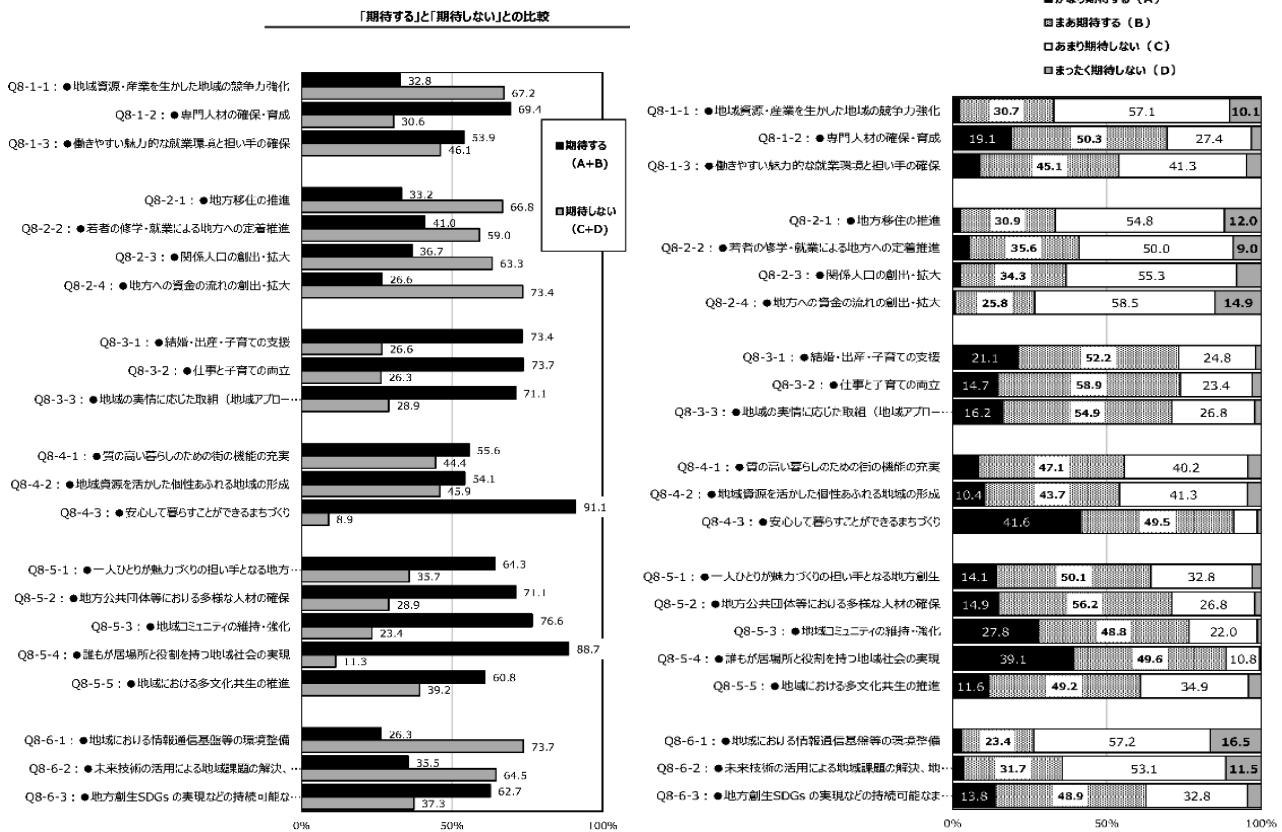
(1) 市区町村における重要度

市区町村にとって地方創生を推進する上での重要度について、「重要度が高い」割合(ランク5+4)が上位(約80%以上)の項目は、「結婚・出産・子育ての支援」91.9%、「安心して暮らすことができるまちづくり」89.4%、「地域資源・産業を活かした地域の競争力強化」82.7%、「仕事と子育ての両立」81.8%、「地域コミュニティの維持・強化」81.1%、「働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保」81.0%、「地方移住の推進」78.3%であった。



(2) 社会福祉士・精神保健福祉士への期待

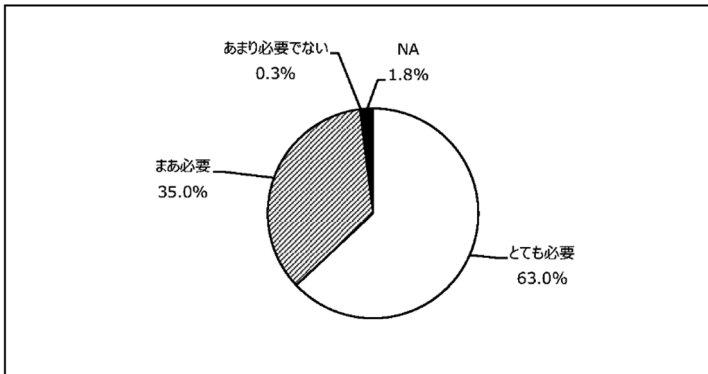
地方創生を推進する上での「社会福祉士・精神保健福祉士への期待」のうち、「かなり期待する(A)」に「まあ期待する(B)」を加えた「期待する(A+B)」割合が上位(70%以上)の項目は、「安心して暮らすことができるまちづくり」91.1%、「誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現」88.7%、「地域コミュニティの維持・強化」76.6%、「仕事と子育ての両立」73.7%、「結婚・出産・子育ての支援」73.4%、「地域の実情に応じた取組(地域アプローチ)の推進」71.1%、「地方公共団体等における多様な人材の確保」71.1%、「専門人材の確保・育成」69.4%である。



「自治体における重要度」と「社会福祉士・精神保健福祉士への期待」の両方において上位の項目は、「安心して暮らすことができるまちづくり」、「地域コミュニティの維持・強化」、「結婚・出産・子育ての支援」、「仕事と子育ての両立」であった。

(3) 地方創生を進めていく上での福祉の充実

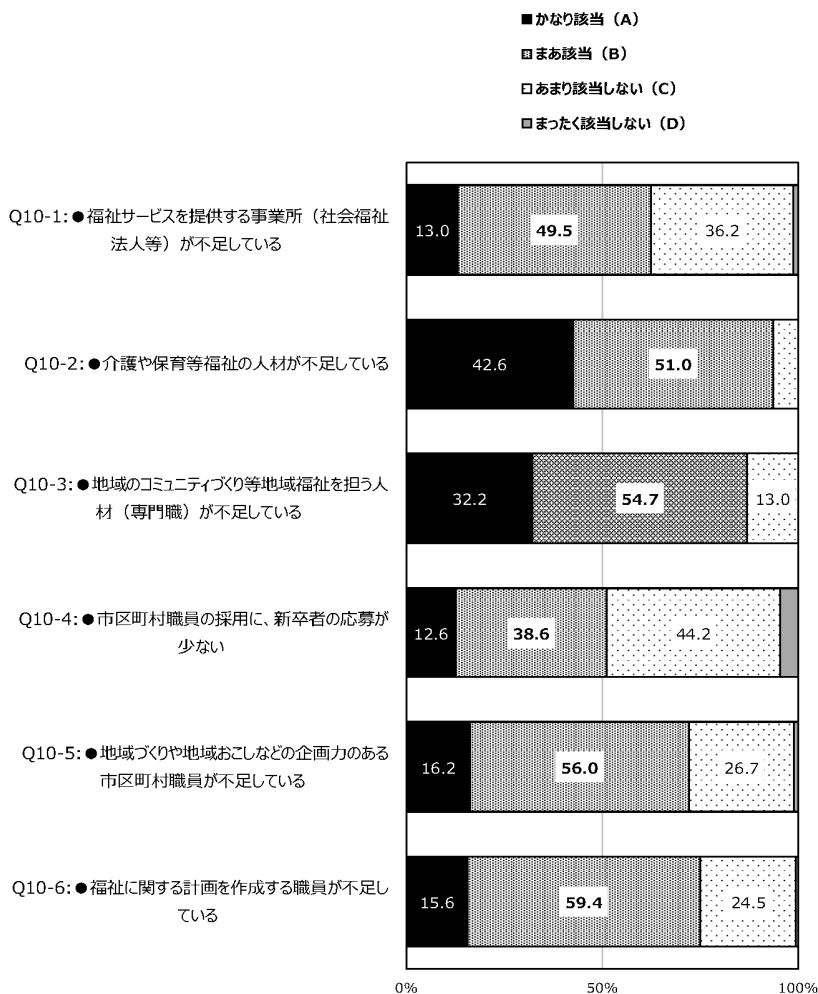
地方創生を進めていく上で、住民の生活を支えるために福祉の充実の必要性については、「とても必要」が63.0%、これに「まあ必要」(35.0%)を加えた「必要(C1+C2)」が98.0%であった。



5-7-3 市区町村の人材について

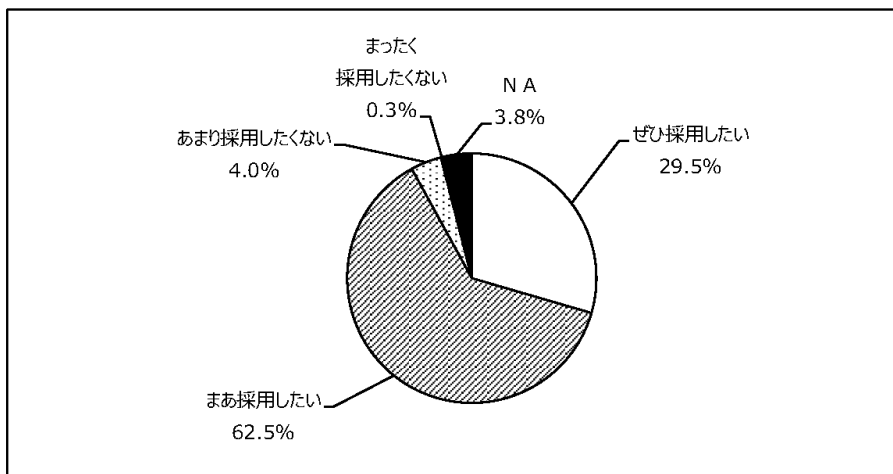
(1) 市区町村の人材の状況

市区町村の現状について、「かなり該当(A)」に「まあ該当(B)」を加えた「該当する(A+B)」割合が上位(70%以上)の項目は、「介護や保育等福祉の人材が不足している」93.6%、「地域のコミュニティづくり等地域福祉を担う人材(専門職)が不足している」86.9%、「福祉に関する計画を作成する職員が不足している」75.0%、「地域づくりや地域おこしなどの企画力のある市区町村職員が不足している」72.2%であった。



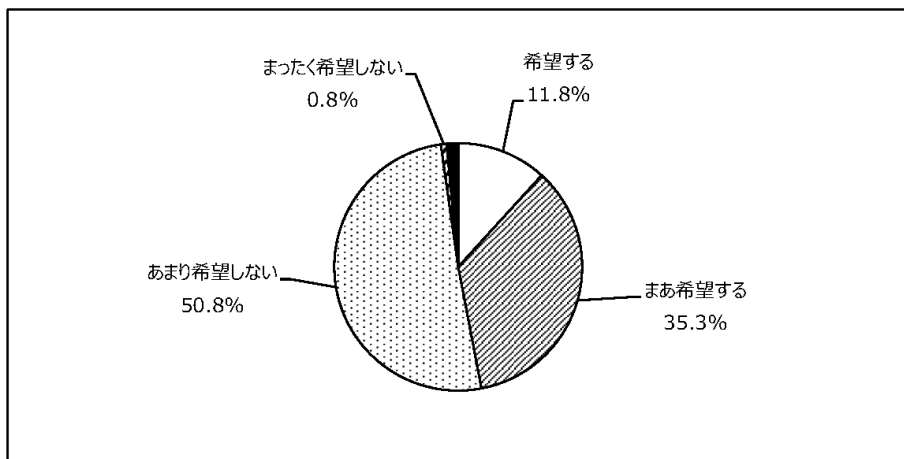
(2) 社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者の採用意向

2020年6月、地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、社会福祉士・精神保健福祉士の活用が努力義務化されたなかでの、市区町村での、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者の採用意向は、「まあ採用したい」割合が62.5%で最多であり、採用の意向によって選択肢を2択に統合すると、「採用したい(C1+C2)」は92.0%となる。



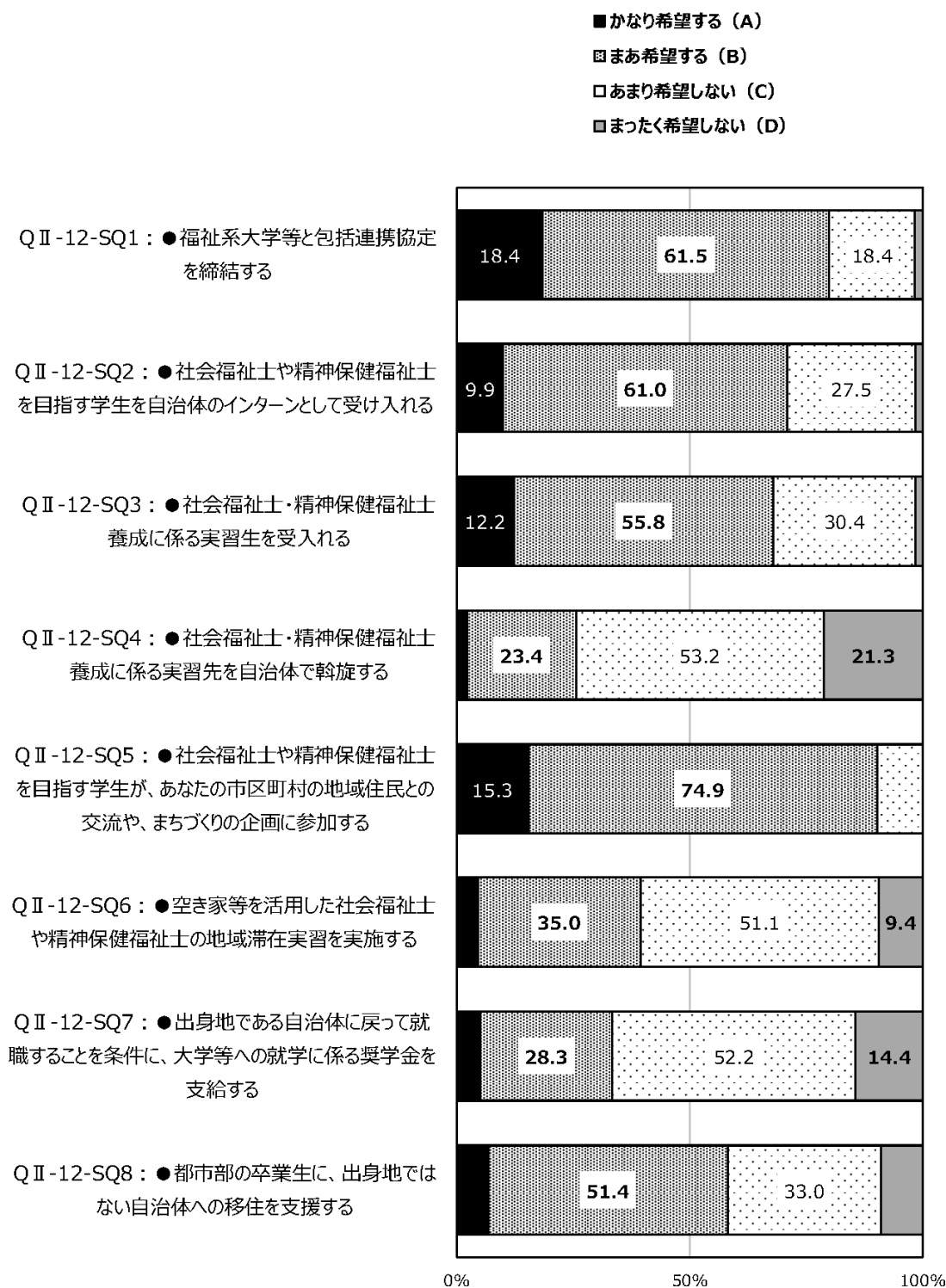
(3) 人材育成での近隣の大学等との連携・協力希望

回答した市区町村の、近くの大学等との連携や協力の希望の有無によって選択肢を2択に統合すると、「希望する(C1+C2)」が47.1%、「希望しない(C3+C4)」は51.6%となった。



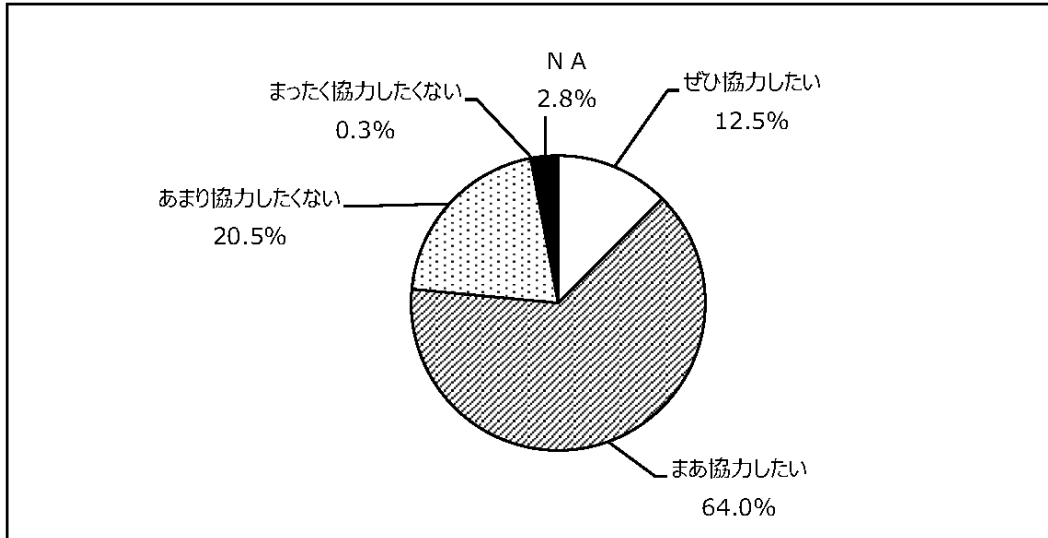
(4) 大学等との連携・協力希望の内容

連携や協力の希望内容は、「かなり希望する(A)」に「まあ希望する(B)」を加えた「希望する(A+B)」割合が上位(約70%以上)の項目は、「社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生が、あなたの市区町村の地域住民との交流や、まちづくりの企画に参加する」90.2%、「福祉系大学等と包括連携協定を締結する」79.9%、「社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生を自治体のインターンとして受け入れる」70.9%、「社会福祉士・精神保健福祉士養成に係る実習生を受入れる」68.0%であった。



(5) 社会福祉士・精神保健福祉士実習への協力意向

有資格者の実習に協力する意向は、選択肢を2択に統合すると、「協力したい(C1+C2)」が76.5%。これに対し、「協力したくない(C3+C4)」が20.8%となった。

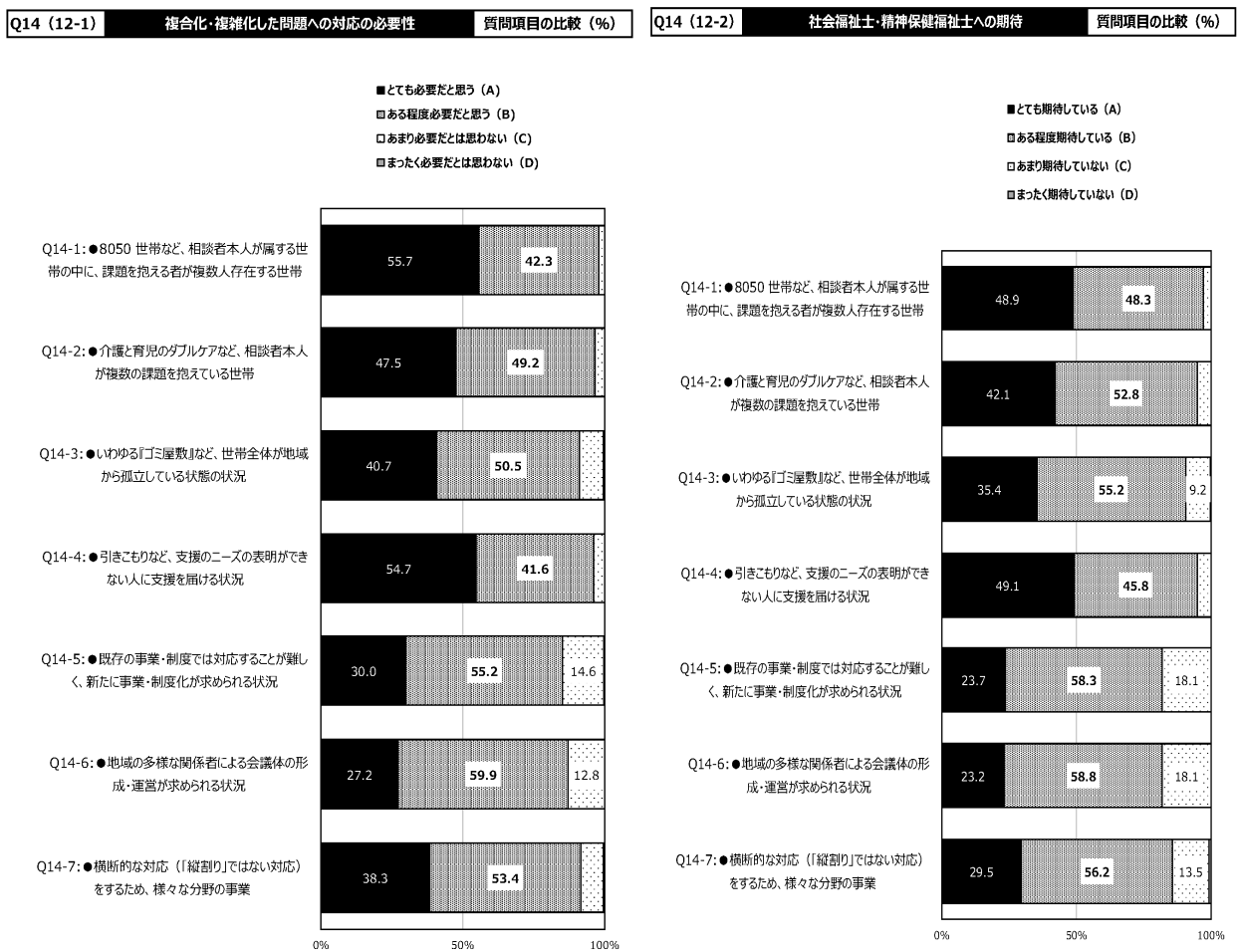


5-7-4 社会福祉士・精神保健福祉士の活用

(1) 社会福祉士・精神保健福祉士への期待

市区町村における複合化・複雑化した問題への対応の必要性について、「とても必要だと思う(A)」に「ある程度必要だと思う(B)」を加えた「必要だと思う(A+B)」割合は全7項目すべてが85%以上であった。特に上位(95%以上)の項目は、「8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在する世帯」98.0%、「介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯」96.7%、「引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況」96.2%であった。

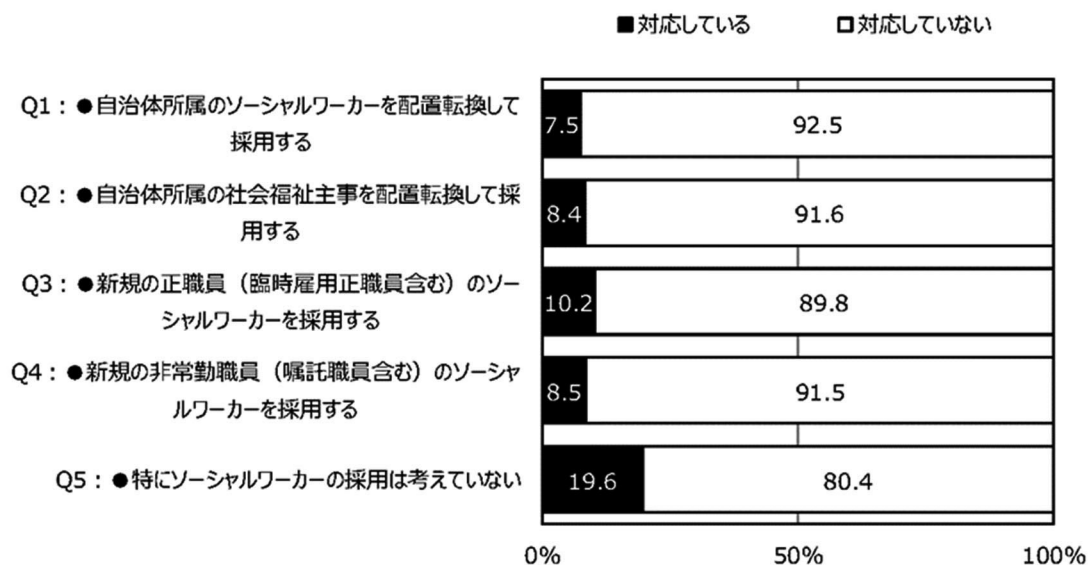
社会福祉士・精神保健福祉士への期待は、とても必要だと思う(A)に「ある程度必要だと思う(B)」を加えた「必要だと思う(A+B)」割合は全7項目すべてが80%以上であった。特に上位(約95%以上)の項目は、「8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在する世帯」97.2%、「介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯」94.9%、「引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況」94.9%であった。



(2) 参議院厚生労働委員会の附帯決議(ソーシャルワーカーの活用)への対応

2020年6月、国会で改正社会福祉法案を採決する際、参議院の附帯決議で、『重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること』と決議された。この附帯決議に対して、「新規の正職員(臨時雇用正職員含む)のソーシャルワーカーを採用する」市区町村は10.2%であった。

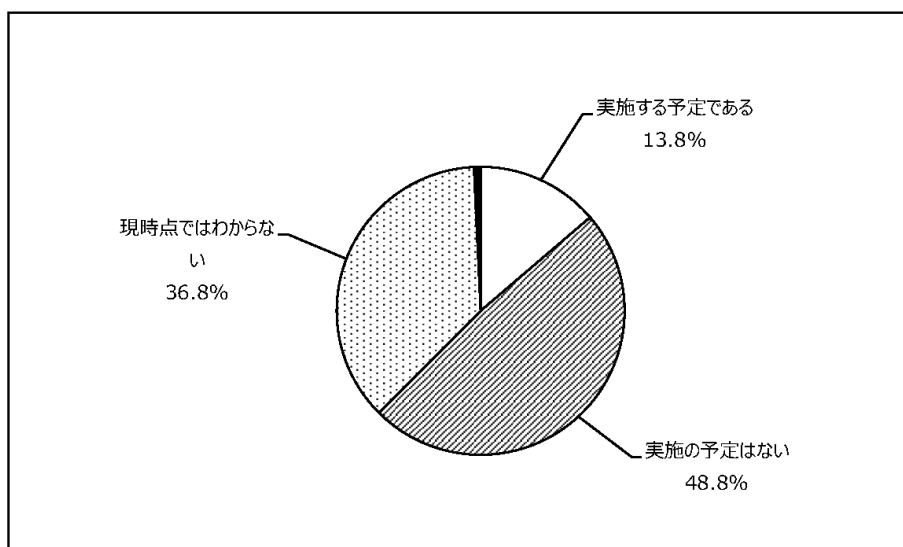
※Q5は、質問の意味を誤解した回答が含まれている可能性がある。



5-7-5 「重層的支援体制整備事業」のモデル事業について

(1) 「重層的支援体制整備事業」のモデル事業の実施意向

「実施する予定である」13.8%、「実施する予定はない」48.8%、「現時点ではわからない」36.8%であった。



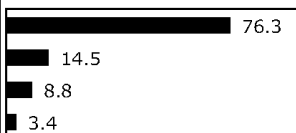
(2) 包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点(想定)

仮に、来年度(2021年度)から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合、支援拠点の想定は、「基本型事業・拠点」76.3%、「統合型事業・拠点」14.5%、「地域型事業・拠点」8.8%であった。支援拠点数は1か所が74.0%と最も多かった。

実施体制構築における支援拠点の有無

(MA)

	市区町村数	%	市区町村数	%
基本型事業・拠点	200	50.0	200	76.3
統合型事業・拠点	38	9.5	38	14.5
地域型事業・拠点	23	5.8	23	8.8
その他	9	2.3	9	3.4
NA	138	34.5		
全体	400	100.0	262	100.0

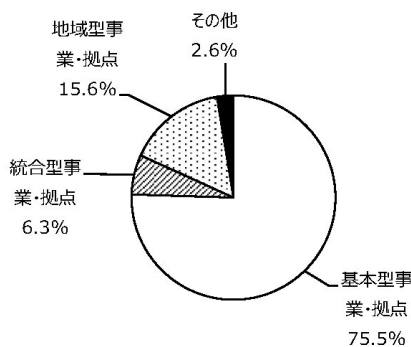


回答あり(全体-NA)	262	65.5
-------------	-----	------

※拠点数はNAでも選択肢に○があった場合を含む。

支援拠点数

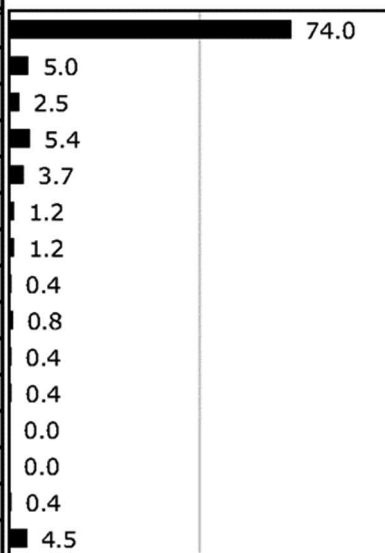
	拠点数の総数	%
基本型事業・拠点	551	75.5
統合型事業・拠点	46	6.3
地域型事業・拠点	114	15.6
その他	19	2.6
総数	730	100.0



支援拠点数(区分)

※1か所以上の回答があった市区町村のみ集計。

	全体	
	回答数	%
1か所	179	74.0
2か所	12	5.0
3か所	6	2.5
4か所	13	5.4
5か所	9	3.7
6か所	3	1.2
7か所	3	1.2
8か所	1	0.4
9か所	2	0.8
10か所	1	0.4
11か所	1	0.4
12か所	0	0.0
13か所	0	0.0
14か所	1	0.4
15以上	11	4.5
全体	242	100.0



(3) 包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点の運営形態(想定)

仮に、来年度(2021年度)から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合、支援拠点の運営形態は、「市区町村直営」56.3%、「外部委託」47.8%と想定されている(NAを除く)。外部委託先は、「社会福祉協議会」85.6%と最も多く、次いで「社会福祉法人(社協以外)」18.4%となっている(NAを除く)。

支援拠点の運営形態(想定)

(MA)

	回答数	%	回答数	%
市区町村直営	165	41.3	165	56.3
外部委託	140	35.0	140	47.8
その他	4	1.0	4	1.4
NA	107	26.8		
全体	400	100.0	293	100.0

回答あり(全体-NA)	293	73.3
-------------	-----	------

外部委託先(想定・SQ)

(MA)

	回答数	%	回答数	%
社会福祉協議会	107	76.4	107	85.6
社会福祉法人(社協以外)	23	16.4	23	18.4
医療法人	8	5.7	8	6.4
NPO法人	8	5.7	8	6.4
NA	15	10.7		
全体	140	100.0	125	100.0

5-7-6 市区町村調査の考察

「まち・ひと・しごと創生」(地方創生)は、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした一連の政策である。

本調査でもあきらかなように全国的に人口減少が続くなか、地方創生は、持続可能なまちづくりにおいて重要なテーマとなっている。国は、基本目標として、①稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする、②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる、として4つを掲げ、市区町村においてもこれに準じて総合戦略を策定している。

本調査において、市区町村の重要度が高く、社会福祉士・精神保健福祉士への期待が高い4つの項目が、「安心して暮らすことができるまちづくり」、「地域コミュニティの維持・強化」、「結婚・出産・子育ての支援」、「仕事と子育ての両立」であった。これは、住民に対する相談支援にとどまらずに、相談支援等で得た住民のニーズや専門職としての知見を活かした施策の展開への期待の表れであり、ソーシャルワークに対する期待であるといえる。

従来、行政におけるソーシャルワークは、福祉六法をはじめとする対象者を限定した相談支援が中心となっていた。しかし、今回の調査結果からは、「安心して暮らすことができるまちづくり」、「地域コミュニティの維持・強

化」、「結婚・出産・子育ての支援」、「仕事と子育ての両立」といった分野横断的な制度・施策の展開への重要性が浸透していること、期待されていることが示されている。

このような期待の一方で、地域づくり等の地域福祉を担う人材、福祉に関する計画等を作成する人材は、7割以上の自治体で不足と認識されている。このことは、既存の専門職に対しての学びの機会の提供や大学との協働の可能性、専門職養成課程においては分野別の個別支援から地域支援を一体的に学ぶことの重要性を示唆する。

一方で、従来の個別支援においても、特に「8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在する世帯」、「介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯」、「引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況」への支援において、社会福祉士・精神保健福祉士に大きな期待が寄せられている。これらの複合化・複雑化した問題は、近年、支援困難事例とも表現されてきた。このような支援困難事例に対しての支援の期待は、それらを解決してきた専門職の実績への評価とも捉えることができる。実際に少ないながらも、来年度以降の重層的支援体制整備事業の実施にあたって、新規のソーシャルワーカーの採用を予定している市区町村もみられた。ただし、仮に重層的支援体制整備事業を実施することになった場合の運営形態は、市区町村直営と外部委託はおよそ半々である。そのため、外部委託先の8割を占める社会福祉協議会におけるソーシャルワーカー採用の状況や職場内での期待について、注視する必要があると言える。

今回実施した地域共生社会実現のモデル事業を行っている自治体の全国の市区町村への調査からは、地方創生をすすめる政策上のテーマのいくつかについて、ソーシャルワーカーへの期待がみてとれた。今後の社会福祉士・精神保健福祉士の養成を進めていく中で、このような期待にどのように応え、学生を送り出していくのかを考えていく必要がある。とくにソーシャルワーカー養成の要である演習・実習教育において、教員および現場実習指導者の双方に、その指導内容の妥当性が問われることになる。したがって本事業において、実習担当教員および現場実習指導者への講習会プログラムの検討を行い、一定の標準的な講習会プログラムを作成したことは、その第一歩として評価できると思われる。今後は、実際の講習会でのプログラムの実施を見据えて、さらなる検討および修正を重ねていくことが肝要となる。

※自由記述にて回答を求めた設問の回答については、参考資料として本連盟 HP へ別途掲載する。

<http://jaswe.jp/research.html>



